

一般社団法人STUDY FOR TWO様

¥ 3,463,179-

上記金額を受領いたしました。

2019年10月17日

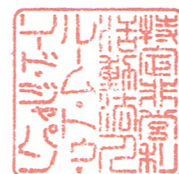
認定通知書の番号 千葉県県生文指令第 1375 号

認定年月日 2017年2月10日

千葉県市川市曾谷 1-24-5

認定特定非営利活動法人

ルーム・トゥ・リード・ジャパン



(注) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る発展途上国における子供に対して、発展途上の国々における地域社会と連携し、図書館の開設、現地語の児童文学の創造、学校の建設及び女兒への教育の機会の提供等に関する事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項及び同法第 66 条の 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

【この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に保存してください】

一般社団法人STUDY FOR TWO様

¥ 2,542,043-

上記金額を受領いたしました。

2019年10月30日

認定通知書の番号 千葉県県生文指令第 1375 号

認定年月日 2017年2月10日

千葉県市川市曾谷 1-24-5

認定特定非営利活動法人

ルーム・トゥ・リード・ジャパン



(注) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る発展途上国における子供に対して、発展途上の国々における地域社会と連携し、図書館の開設、現地語の児童文学の創造、学校の建設及び女兒への教育の機会の提供等に関する事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項及び同法第 66 条の 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

【この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に保存してください】